

## 猫の飼い主の皆さんへ



人と猫は古くからともに暮らしてきましたが、長い歴史の中で、人と猫の付き合い方や猫の飼い方は変わってきました。また、住宅環境が変化し、ふん尿・悪臭問題など近所トラブルになりがちです。

猫の習性、生態に関する正しい知識を学び、現代社会に合った方法で飼育しましょう。

### 猫は爆発的に繁殖します！

きちんと世話ができる数以上の猫をかかえると、猫も人も不幸にしてしまいます。不妊・去勢手術を受けさせましょう。

### 飼い猫は「完全室内飼育」を！

- ① トイレを整える
- ② 爪とぎをしてもよい場所を用意する
- ③ 高低差をつくる
- ④ 隠れ場所をつくる
- ⑤ 遊びを提供する



## 犬の飼い主の皆さんへ



犬を飼う上では、守らなければならない法律や条例があります。これから犬を飼おうとする人も、すでに飼っている人も、適正な犬の飼い方について確認しましょう。

### 放し飼いはやめましょう

- 放し飼いは「県動物の愛護及び管理に関する条例」に違反する行為です。
- 散歩の際は必ずリードにつなぎ、不具合がないか確認するよう習慣付けましょう。

### 犬のふんの放置はやめましょう

- ふんの放置は「県動物の愛護及び管理に関する条例」、「市ポイ捨て等の防止に関する条例」に違反する行為です。
- ふんは袋に入れて持ち帰り、可燃ごみとして処理しましょう。土に埋めたり、側溝に落としてはいけません。
- 散歩の際には、水を入れたペットボトルを用意して、排尿した場所を水で流して帰りましょう。

## 動物の虐待はやめましょう

動物の虐待は100万円以下の罰金が科されます

### ① 積極的(意図的)虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力
- 心理的抑圧、恐怖を与えるなど

### ② ネグレクト

- 世話をしないで放置する
- 健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる など

### 虐待が疑われる場合は…

- 市動物愛護センターに相談する
- 地域で情報共有する(自治会で話し合うなど)
- 警察に通報する

市動物愛護センター ☎588-2200

# 自転車が似合うまち

-Bicycle Friendly Town-

ちょっとしたお出掛けや買い物に行く時に気軽に使えて、環境にも運動にも良い自転車。市では「バイシクルフレンドリータウン」を掲げ、自転車レースの開催やサイクリングコースの整備、マナーアップの啓発活動など、さまざまな取り組みを行っています。

今回は、市が実証実験中の「おおいたサイクルシェア」を利用してお出掛けしてみます！

## 自転車走るのどこ？

道路にある青い矢羽根のマークを見たことはありますか？ これは自転車走る位置や進行方向を示す「自転車誘導サイン」。自転車も“車両”の仲間！原則、車道の左側を走るようにしましょう。



## 自転車に乗る時のルールを知っていますか？

自転車のルールをきちんと守らないと交通事故に遭うことも…！ ルールを守って楽しく乗りましょう。

### 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルール(2人乗りや並列走行の禁止、夜間のライトの点灯など)を守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

### おでかけ自転車マナーアップ教室

小・中学生を対象に、自転車の安全利用をテーマにした授業を年間を通じて行っています。

## きちんと止めてきれいなまちに！

自転車は道路や公共の場所に放置せず、決められた駐輪場に止めるようにしましょう。駐輪場は大分駅の高架下や若草公園・ふないアークパークの地下などに設置しています。

### 今回使った「おおいたサイクルシェア」の登録や利用方法はここから

市内約40カ所に設置されたサイクルポートから24時間利用できます。スマートフォンやパソコンから登録できます。



### 「おおいた自転車マップ」も便利♪

自転車に乗る人にとって便利な情報やお勧めのコースなどを紹介しています。英語版もあります。都市交通対策課(本庁舎7階)や各支所、中央町地下駐輪場で配布しているほか、市ホームページでも見ることができます。

都市交通対策課 ☎537-5690